

事例紹介

振り込め詐欺事件(現金送付型・詐欺幫助罪)における無罪判決

刑事弁護委員会委員 酒田 芳人 (64期)

1 はじめに

いわゆる現金送付型の振込詐欺の事例において、昨年、一審では有罪・実刑判決が下されたものの、控訴審では詐欺の故意が否定され無罪判決が下された。以下では、今後の参考のため、事件の概要、一審・控訴審の判断の違い等について報告する（なお、本稿は、当会の公設事務所である北千住パブリック法律事務所において行われた刑事実務検討会における報告を元としている）。

2 事案の概要

(1) 公訴事実の概要

被告人は、都内において郵便物受取サービス（以下「本件サービス」という）を営んでおり、サービスの利用者に都内の住所を郵便物の受取場所として使用させていたところ、氏名不詳の共犯者らと共謀のうえ、振り込め詐欺の被害金の送付先として本件サービスの住所地を使用させ、本件サービスの住所地に送付された現金を受領して引き渡したとして、振り込め詐欺の幫助犯として起訴されたものである。

(2) 争点

被告人に、詐欺幫助の故意が認められるか否か。

3 一審判決

(東京地裁平成27年5月26日判決, 有罪・実刑)

本件サービスに会員登録をしていた20名の顧客のうち5名の顧客について、各都道府県警察から、当

該顧客の名義が詐欺に利用されていたことが発覚したとの通知がなされていたことから、被告人は、上記5名以外にも本件サービスを詐欺に用いている者がいるかもしれないことを認識していたと推認できる。

被告人は、本件サービスの提供に際し、郵便物受取サービス業者の法令遵守事項について経産省が公開していたガイドラインおよび参考書式を利用していたことから、犯罪収益移転防止のためには本人確認とその記録化が義務付けられていることを認識していた。しかし、被告人は、顧客19名中18名については文書による本人確認ができていなかったにもかかわらず、参考書式には事実と異なる虚偽の記載をしていたことから、特段の事情のない限り、現金送付の宛先である各顧客について、詐欺に用いられるかもしれないことを認識しながら、これを認容していたものである。

被告人は、本人確認日時や本人の特徴等についてなんら記録しておらず、参考書式に事実とは異なる事項を書き込んでいる等、本人確認を遺漏なく行う必要があることを認識していたものの行動として不自然・不合理であり、被告人の弁解は信用できず特段の事情は認められない。

4 控訴審に向けての弁護活動

本件では、一審においてすでに多くの証拠が開示されていたため、被告人に詐欺幫助の故意がなかったことを推認させるための立証方法を再度検討したが、むしろ裁判所における証拠の評価および判断枠組みに問題があると考え、新たな事実調べ請求は行

わず、被告人との複数回の打ち合わせを経て控訴趣意書の作成に注力することとした。結果として、後述する控訴審判決でなされた判断の大部分は、控訴趣意書において指摘した問題点について答えるものであった。

5 控訴審判決

(東京高裁平成27年11月11日判決, 無罪)

被告人が、警察から直接照会を受けた者以外の他の顧客についても本件サービスの提供している住所地を詐欺に利用しているかもしれないことを認識していた点は、論理則・経験則に照らして合理的である。

しかし、原判決が、被告人は、特段の事情のない限り、本人確認を的確に行って詐欺に利用されないようにしようとする意思を欠いていたものと推認することができ、顧客において住所地を詐欺金の送付先として利用することを被告人が認容していたと推認できる、と判断した点は、論理則、経験則等に反した不合理なものであって是認することはできない。

仮に、警察から直接照会を受けた者以外の顧客についても住所地を詐欺に利用しているかもしれないことの認識があったとしても、犯罪収益の移転を防止するための手続規定に違反した行為から、特段の事情のない限り、氏名不詳者らが上記のように利用することを認容していたと推認することには飛躍がある。

原判決は、被告人の弁解の信用性を全体として否定し、特段の事情が認められないとしているが、被告人の供述には、その信用性を否定しがたいところがある。具体的には、①被告人は、身分証の原本提示によって本人確認をしており、従業員も同旨の供述をしているし、少なくとも1件は文書による本人確認をしたことがあることが窺われる、②本人確認の方法は、関係法令に厳密に従ったものではないが、事業者にとっては経費や顧客の利便性を考慮した経済的合理性のある方法ともみる余地がある、③顧問弁

護士のいわば御墨付きを得た上で（筆者注：控訴審判決の表現）、被告人なりの本人確認の方法を行っていた等の点である。加えて、詐欺金の配送場所として利用されることにより、被告人が本件サービスの利用料以上の利益を得ていたことを窺わせる証拠がなく、検挙のリスクにかかわらず詐欺に関与すべき動機も不明である。

6 本件の特徴と射程

本件での判断の分かれ目となったのは、郵便物受取サービス業者に課せられた犯罪収益移転防止法に定める手続規定を厳格に履践しなかったことから、特段の事情がない限り認識のみならず認容も認められるか（一審判決）、それとも、直ちに詐欺行為による利用まで認容していたと推認することはできないか（控訴審判決）という点である。被告人に犯罪収益移転防止法違反の故意があったか否かはともかく、手続規定に違反したとの事実が詐欺罪を構成する具体的事実の認容まで意味しているというのは、確かに飛躍があるというべきであろう。

また、本件控訴審判決の特徴の一つは、被告人は自分の提供する郵便物受取サービスが詐欺に使用されているのではないかということ「認識」していたものの、被告人なりに詐欺に使用されないようにしようとして対策を講じていたこと等から「認容」していたとまでは言えないと判断した点にある。特に、身分証の原本を提示させる等の行為は、社会的にも広く本人確認の方法として用いられていることから、容易には被告人の弁解を排斥できないと考えたのではないと思われる。

一審・控訴審を通じて未必の故意が推認できるか否かが争点となったが、間接事実による未必の故意の推認方法や推認過程について丁寧な主張を行ったことが、控訴審裁判所の判断を促すのに有効だったのではないかと考える。